

〔講演録〕

震災と法律家

——弁護士の役割——

佐藤文行

《はしがき》

- I はじめに
 - 1 ひまわり基金法律事務所について
 - 2 岩手県釜石市について
 - 3 本講演の趣旨
 - II 震災被害の状況
 - 1 震災当日の状況
 - 2 事務所の被害状況
 - III 震災直後の「法律」相談
 - 1 法律相談のスタート
 - 2 実際の相談内容
 - 3 弁護士の活動の意義と特徴
 - IV 震災後、これまでに生じた法律問題
 - 1 被災度合い認定の問題
 - 2 支援金給付の問題
 - 3 遺族・相続の問題
 - 4 ローンの問題
 - 5 法制度の改善への関わり
 - V 復興に向けて、これから生じる法律問題
 - 1 進まない復興の現状
 - 2 具体的な相談事例
 - VI おわりに
 - VII 質疑応答
- 《掲載に寄せて》

《はしがき》

我々は、2011年3月11日の出来事を決して風化させてはならない。東日本大震災から約1年半が経った2012年10月5日に、釜石ひまわり基金法律事務所所長の佐藤文行先生にお越しいただき、講演をしていただいた。そこで、震災直後からの被害状況に加えて、弁護士としていかに活動してきたのか、どのよ

うな成果に繋がったのか、未だ解決されていない被災地の問題とは何なのか、ということを中心に、佐藤先生が被災地で見聞きし、感じたことを踏まえて、具体的に語っていただいた。本講演は、これからの法曹に何が求められているのかを考える上で大変参考になる。

本稿はその講演を基に、若干の加筆をしたものである。

I はじめに

1 ひまわり基金法律事務所について

皆さんこんばんは。勉強で大変だと思いますが、わざわざ来ていただいてありがとうございます。私、弁護士の佐藤と言います。期は新 61 期ですので、まだ弁護士 4 年目になります。皆さんとそんなに経験も知識も変わりがないので、あまり偉そうなことを言えない立場ではあるんですけども、今回せっかくこういう機会をいただいたので、私の経験とか、話せる限りのことをこの場で話していきたいと思います。

まず本題に入る前に、釜石ひまわり基金法律事務所というのが私の今勤務している事務所です。このひまわり基金法律事務所、皆さんおそらく名前ぐらいは聞いたことがあるんじゃないかと思いますが、なんとなく田舎にあるんだろうという感じしか持たれていないかと思いますが、一応私の方から分かる範囲でご説明したいと思います。

とはいっても、私も実はひまわり基金法律事務所がどういうものなのか、正確にはよく知らなかったもので、この講演をするに当たり日弁連のホームページ¹⁾を見てきたところ、こんな説明がありました。「弁護士過疎解消のために、日弁連、弁護士会、弁護士会連合会の支援を受けて開設、運営される法律事務所」と、この一文だけ非常に簡単に書いてありました。そのホームページによると、今まで全国で 111 か所設置されて、現時点で 72 か所残っている²⁾ということになります。どういうことなのかというと、弁護士過疎、簡単に言ってしまうば

¹⁾ 日本弁護士連合会公式サイト<<http://www.nichibenren.or.jp/>>(2013年4月1日最終アクセス)。

²⁾ 日本弁護士連合会公式サイト「弁護士過疎・偏在解消に向けた日弁連の活動の歩み」<http://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/counsel/kaso_taisaku.html> (2013年4月1日最終アクセス)。

弁護士が少ない地域に弁護士を増やそうということで、全国の弁護士が少しずつお金を出し合って、基金を作って、その基金の援助を受けながら運営している法律事務所ということになります。

勘違いされている方も多いんですけども、これは独立した個人の事務所です。日弁連が運営していたり、あるいは法テラス³⁾が運営していたりという事務所ではなくて、どこにでもあるような個人の事務所です。ただ、この事務所は日弁連から経済的なバックアップを受けることができます。例えば、事務所を作るときに開設資金としていくらかもらえたり、あるいはなかなか売り上げも上がっていかないというときに援助を受けたりすることができます。

ここに赴任する弁護士というのは、大体弁護士になり立ての2、3年の若手の弁護士です。弁護士になった後、都内等どこでもいいんですけども、普通の事務所で何年か修行を積んで、その後に自分でどこに行きたいと手を挙げて、ひまわり基金法律事務所へ赴任するというのが通常の形です。

この釜石ひまわり基金法律事務所というのは、平成18年に設置されて、今年で6年目になります。私の前に1人赴任していた弁護士がいますので、私は2代目の所長ということになります。

2 岩手県釜石市について

釜石市は震災の関係で色々名前も挙がったと思いますし、皆さん名前くらいは聞いたことがあると思うんですけども、具体的に釜石市がどういうところかということをお話しします。

まず、釜石市は岩手県沿岸のかなり南のほうに位置しています。宮城県に近い地域ですね。人口は4万人弱⁴⁾、これはこの早稲田大学がある新宿区の人口が32万人くらい⁵⁾ということらしいので、その8分の1の人口です。実際にここに住んでいると、8分の1どころか100分の1も人がいないんじゃないかというような感覚があるんですけども、一応4万人いるそうです。

釜石市にはキャッチコピーとして「鉄と魚とラグビーの町」というものがあります。「魚」というのは、三陸沿岸の都市ですから、震災前は非常に漁業が盛

³⁾ 法テラス公式サイト<<http://www.houterasu.or.jp/>> (2013年4月1日最終アクセス)。

⁴⁾ 岩手県釜石市公式サイト<<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/>> (2013年4月1日最終アクセス)。

⁵⁾ 東京都新宿区公式サイト内、区政情報<<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index02.html>> (2013年4月1日最終アクセス)。

んだったということに由来しています。定置網とか養殖、あとは三陸ですから三陸産わかめも有名でした。残る 2 つ、「鉄」と「ラグビー」。これは新日鐵釜石という製鉄所が今でも町にあるんですけども、ここのラグビー部が昔非常に強かったということに由来しています。皆さんの年代だと知らない人も多いと思いますけれど、松尾雄治等の有名なラグビー選手がいたりして、非常に有名でした。新日鐵自体も、昔は釜石で活発に鉄を作っていて、そのおかげでかつては岩手県だと盛岡に次ぐ規模の都市だったということです。ただ、今は地方都市の例に漏れず、過疎高齢化が重大な問題になっています。

岩手県は、東北地方出身以外の方には馴染みが薄いと思うのですが、ものすごく広い県です。本州では一番広く、日本全体では北海道に次ぐ広さの県です。

そうするとどういことが起こるかという、県庁所在地である盛岡市から釜石市まで大体 100 キロあるので、車で飛ばしたとしても、どうしても 2 時間くらいはかかることになります。東京-盛岡間が 2 時間半弱で行けますので、東京から盛岡に行くのと、盛岡から釜石に行くのと、そんなに違わないんですね。車で 2 時間以上、距離で 100 キロというのは、大体東京から東名高速で沼津くらいの距離になるんですけども、この地理的な距離の遠さによって移動に不都合が生じてしまうのはもちろんのこと、内陸の盛岡にいる人間と沿岸にいる人間との間に心理的な壁ができてしまうんですね。

そして、こういったことが復興の足かせになってしまう、という側面がどうしても出てきてしまいます。

3 本講演の趣旨

ここまでが前置きです、早速本題に入っていきたいと思います。

今回、「震災と法律家」というテーマをいただきまして、ちょっと何を話したらいいものかと考えたんですけども、皆さんこれから弁護士、検察官、裁判官、あるいは、法曹三者にならなくても司法試験というのは目標にされている方が多いと思います。そこで、仕事のイメージ、具体的に弁護士がどういう仕事をするのか、またはそこで何が必要なのか、というものを知ってもらおうという意味で、震災直後に私が何をしてきたのか、他の弁護士が被災地で何をしてきたのか、その結果として今どういうことになっているのか、その辺の具体的

な話を中心にお話していきたいと思います。

Ⅱ 震災被害の状況

1 震災当日の状況

まず、震災当時の私の体験談からお話していきたいと思います。

実は、私はその時釜石にはいませんでした。内陸の盛岡市に地方裁判所の本庁がありますので、そこに出張という形で行っていました。裁判所へのお出張ですから、当然裁判のために行っているわけですがけれども、裁判所というところは非常にのんびりしたお役所で、あれだけの揺れがあつて、盛岡も停電したり、交通も麻痺したりしていたんですけれども、裁判は普通に開かれていました。裁判所の職員ものんびりした感じで「大変ですね」みたいなことを言いながら、裁判はそのまま普通に行われていました。

裁判所があまりに普通なものですから、私も最初そんな雰囲気飲まれてしまつて、普通に期日を終えて車に戻ったのですが、車のラジオをつけてみると、世間はものすごいことになっていました。釜石には4メートルくらいの津波が来るといふ予報も出ていたりして、これは本当に大変なことだと思つて、とにかく車を飛ばして釜石に戻りました。そうすると何とか当日中に、特にお話しするようなこともなく、釜石にまでは帰ることができました。ただ、私の事務所は海の近くにあつたので、そこまでは行けない、停電もしていて辺りも真っ暗なので、とりあえず様子見で今日は寝ようと思ひ、1日寝ました。

数日間は電話も使えない、ネットも使えない、頼りになるのはラジオだけ、なのにうちにはラジオが無かつたので、全く情報が遮断された状態で何にも分かりませんでした。東京がどうなっているのかも分からない、とにかく自分たちが大変だということしか分からない、そういう日々を数日間過ごしていました。

2 事務所の被害状況

釜石ひまわり基金法律事務所、これはさっきも言つたように海の近くにあつた事務所なんです。もう海の目の前と言つてもいい場所にあつたんですね。普

段は汽笛の音が聞こえてきて良いなあと思っていたんですけども、こういう事態になると大変でした。数日経った後に、そろそろ様子を見に行かなければいけないということで、もちろん車は入っていきませんから歩きで事務所を見に行ったんです。

その時の写真を今日何枚か持ってきたんでお見せしたいと思います。釜石市の被害というのは非常に特徴的でして、被害があった地域とない地域とで、ものすごくはっきり分かれています。ある地点を境にここまでは水が来たんだな、ここまでは水が来てないんだなということがはっきり分かります。

水が来た地域の中でも、海に近い場所に行くにつれてどんどん被害が大きくなっていました。比較的内陸の方では、1階の窓が割れたりしていますが、2階は無事なんですね。さらに奥のほうに歩いていくと、2階建物のガラスが割れており、ここまで来ると2階まで水が来たんだなということが歩いて行くうちに分かってくるんですね。最初、私はニュースで釜石市にきた津波は4メートルくらいだと聞いていました。私の事務所はビルの2階に入っていたので、そうすると4メートルというのは非常にギリギリなんです。何とかこれ助かっているんじゃないか、ギリギリのところでも何とかなっているんじゃないかと、最初は淡い期待を持ちつつ事務所の方にてくてく歩いていました。最初は1階部分までしか水が来ていないので、これは意外に大丈夫なんじゃないかと思って歩いていましたが、どんどん奥に行くにつれて被害が大きくなってきていて、この写真の辺りまで来ると、絶望的な気持ちになって、むしろどれだけの物が中に残っているんだろう、ただそれだけが心配だったというような感じです。



次の写真は事務所の中ですね。事務所に着くと、こうやって窓が割れたり、物が中で散乱したりしていました。ただこれを見てももらえれば分かるように、意外と中に物が残っていて、何もかも流出してしまっているという状況ではありませんでした。写真だとよく分からないんですけど、天井まで水が来ていて、建物自体も倒壊こそしていませんが、こうやって壁や窓なんか全部ぶち抜きで

破壊されていました。一部什器も残っていましたが、記録なんかは泥まみれでもう読めなかったり、そもそも無くなっていたりとか、そんな状況でした。



これは大変なことだということだったんですけども、とりあえず片付けなければ仕方ないということで、それから色々片付けとかをしました。

その後何とか違う場所に仮の事務所を借りて、そこで今まで事務所を続けている、という状態です。

この片付けだったり、依頼者の方がたくさん亡くなったり、あるいは私自身事務所が無いので裁判所にも行けないという状況だったりで、苦労話とか色々あるんですけど、今日のメインテーマからはちょっと外れる話なので、その辺は割愛します。

Ⅲ 震災直後の「法律」相談

1 法律相談のスタート

この震災はものすごい災害でした。今東京でどれだけ報道されているのかわかりませんが、まだまだ終わっていない問題、むしろこれからの問題です。ここからは、今まで弁護士がどんな役割を果たしてきたか、ということをお話ししたいと思います。

まず震災当初ですが、さっきも言ったように情報を遮断されてしまったせいで全く何も分からない状態でした。ただ、後から考えると、弁護士のネットワークというものはものすごいんですね。私は数日経つまで分からなかったんですけども、震災直後に災害対策のメーリングリストが立ち上がりまして、そこで数日の間にもものすごい数の情報が駆け巡っていました。現地の弁護士の安否確認や各地の被害がどうなっているのかから始まって、阪神淡路大震災の経験や、法制度に関する資料、またはこれからどういった問題が出てくるかとか、

そういった情報が飛び交っていました。

その中で、過去の経験等も踏まえ、これから避難所での法律相談をする必要があるだろう、そしてそういう需要も出てくるだろう、という情報もありました。それで、被災地の各地で、震災の直後 1 週間も経たないぐらいのところから、避難所での法律相談が始まってきました。

岩手県では、実は避難所での相談に関して、最初は反対意見もありました。「弁護士が避難所に行って相談している場合じゃないだろう。家も流されて家族も亡くして着の身着のままで逃げてきた人に対して弁護士が行って何か相談がありますか、あるわけないだろう、神経を逆なでするだけじゃないか」。こういう反対論が最初はやっぱりあったんです。その中で、釜石市のもう少し北にある宮古市に、私と同じ新 61 期で、精力的に活動している素晴らしい弁護士がいて、彼が一番最初に岩手県で独断で避難所での相談を始めました。それをきっかけに、やっぱり避難所での法律相談を弁護士が行っていくべきだという意見が弁護士の中でも強くなって行って、こういったものを組織的に始めていくということになりました。

その他にも、東京を始めとして、南は九州から北は北海道まで、岩手県外からたくさんの弁護士が被災地にボランティアで入ってきました。その中でゲリラ的に避難所で相談をしていただいたりとか、あるいは岩手弁護士会がやる法律相談の担当を外から来た弁護士にお願いするとか、そういう形で何とか弁護士が息切れしないようにローテーションしながら、各地の避難所を回って法律相談を実施していたんですね。実際にどういう形で法律相談を行うのかというと、避難所なわけですから当然相談室みたいなものはありません。避難所ですから、



普通の学校、体育館、公民館といったところなんですね。ここに簡単な仕切りを作ったり、それさえも作れなければ机と椅子だけ置いて、なるべく周りの人に話を聞かれないようなスペースを作って、そこで法律相談を始めていくということになりました。その一部の写真がこれですね。この写っている後姿が私ですね。「無

料法律相談会場」と、開所式のように大げさにやっていますが、これただ紙を貼っているだけなんですね。この場所がどういう場所かというと、実はここ自体が避難所というわけではないんです。釜石市の駅前にある商業施設の中で、震災の前はファミリーレストランが入っていた場所なんです。なので、奥に見える机とか椅子はファミリーレストランの席なんですね。ここに震災後に釜石市の災害対策本部というものが立ち上がりまして、そこの一角をちょっと間借りするような形で、周囲をビニールシートで囲って、法律相談を始めました。ここなんかは比較的相談所の中では設備に恵まれたところでした。他の場所だと机と椅子だけというような状況でやっているところが多かったそうです。

2 実際の相談内容

先程、最初は反対意見もあったと話しましたが、私の中でも半信半疑なところがありました。家も車も流され家族も失い手元には何もなく、寒い中避難所で着の身着のまま震えている状態でどんな相談があるのか。いきなり弁護士が避難所に行って、相談会やってますよと言って、どんな相談があるのか。そう思っていたんですけども、実際やってみるとものすごい数の相談がありました。具体的に言うと、6時間の間に18件の相談を受けたということもありました。6時間で18件というと1時間で3件、1件当たり20分、これを休まず連続でこなすわけですから、ものすごい数なんですよ。

具体的にどのような相談があったのかというと、ほとんどの相談が一般的に言えば従来弁護士に相談すべきような話ではないこと、もっと具体的に言ってしまうと法律問題とは必ずしも言えないような内容でした。例えば、「自分の銀行の通帳が流されてしまい、お金を下ろしたいんだけど、どうしたらいいでしょうか」「保険でお金が下りるかもしれないんだけど、保険証券を流されたせいで自分がどんな保険に入っていたか分からない上に、連絡先も分からない、どうしたらいいんでしょうか」「家族が亡くなってしまったし、お金も家も何も残っていません。とりあえず自分はここにいるけれども、これから先何をしたらいいのか全く分からない、どうしたらいいんでしょうか」。このような相談がたくさんあったんですね。皆さん途方に暮れていて何から手を付けていいのかわからないという状態の中、とりあえずこういう相談所を開くことで、「あそこに何かあるからとりあえず話をしてみよう」と皆さんそういう気持ちでここに

来るんです。

この時期の相談において、当然六法とか持っていてもほとんど意味がありませんでした。一番役に立ったのは、金融機関や行政機関等の連絡先の一覧表でした。受ける相談の内容は色々ですが、まずは「それは大変でしたね、でも大丈夫ですよ」と、ここから始まるんです。たとえダメかもなと思ってとにかく「大丈夫ですよ」から始まるんです。これは現地にいれば多分誰でもそうすると思います。被災直後という状況の中で法律論をかざしてもしようがないのでね、まずは「大丈夫ですよ」と言うところから始まるんです。そして、「大丈夫ですから安心してください、何とかありますから。あなたの話であればここに連絡してみるのがいいから、まずはここに連絡してみてください。電話番号はこれですので控えてくださいね」と言って連絡先を渡し、そこに本人から電話をしてもらい、そんな事ばかりやっていました。要は、法律相談といっても実際には法律相談ではなく、万相談窓口でした。

何でこんなことになったかという、避難所によって体制に色々違いはありましたけれども、避難者自身はもちろんのこと、避難所にいる市の職員も非常に混乱していて全く情報を持っていなかったからなんです。その上、避難所では電話やインターネットもろくに使えないので自ら情報収集することができず、市役所自体も被災していて市の職員に情報提供する能力が全くありませんでした。そういった状況の中で、現地にいる弁護士や外から来た弁護士が、こういう窓口を開いて、とにかく色々な情報を提供していました。

避難所を回って網羅的にやったことの中で非常に大きかった点は、さっき言った各種機関の連絡先であったりとか、これから予想される支援制度の概要であったりとか、こういう皆さん共通に欲しいと思われる情報を避難所で共有させることができたことです。避難所にいる全員が相談所に来る必要は無いんです。相談に来た中の1人に「こういう支援制度がこれからありますから安心してください。なのでもう少し待ってくださいね」ということを伝えれば、その情報が口コミですぐに広まっていき、その避難所での共通の情報になっていきます。そうすると皆さん安心して「もう少しすればこういうお金が入ると弁護士さんが言っていたよ」「じゃあもう少し待とう」ということで非常に安心するんです。

今振り返ってみれば、これが被災直後の弁護士の活動の中で非常に大きな意

義を持っていたことかなと思います。

3 弁護士の活動の意義と特徴

この時期他にどんなことをやったかということですが、弁護士会が中心となって、さっき言ったような情報を一連にしたチラシ、ポスターを作りました。内陸の方で作って、沿岸部に運んできて、これを私とか他の現地にいる弁護士が歩き回って色々なところに配布していきました。避難所はもちろん、市役所等の公共機関、あとは町の商工会、銀行、不動産屋、携帯会社、スーパー、学校、たくさん人が集まりそうなところをとにかく自分で考え、掲示してもらうようにしました。どこに貼るといふことなんて弁護士会は指示しませんから、各弁護士が自分で考えて「こういう物を作ったんですけれども入口に貼らせてください」とお願いするんです。

ついでに、我々も事務所の経営を考えないといけないので、「何かあれば今度ここに来てください」と事務所の宣伝もして回るということはずっとやっていました。

この時期はひたすら足で動き回り、そういうことをやっていました。考えてみると、これも弁護士にしかできない仕事だと思うんです。当時裁判官がこういうことをやったかという、やるわけがない。検察官ならなおさらやってくれるわけがない。どこにポスターを貼ったら情報が行き渡るのか、どこの避難所で相談を受けるのが一番効率的なのか、そういったことを自分で考えて、自分でやりたいと思うこと、すべきと思ったことを見つけて、即座に、誰の決裁も受けずに実行に移していく。これは弁護士だからこそできることだと思います。

これを釜石市に住んでいる一市民がやって上手くいくかといったら、おそらく上手くいかないんです。実際にやりたいと思ったことをやってそれなりに上手くいくのは、弁護士という社会的地位の裏付けがあるからだと思います。弁護士という、ある程度の社会的な裏付けを持ちながら、自分のやりたいことを頭で考えて、それを即座に実行に移していくことができる。こういう点は、弁護士という仕事の非常に大きな魅力の1つなのかなと思います。

IV 震災後、これまでに生じた法律問題

先程、こんな万相談のようなものが多かったという話をしましたけれども、震災直後の混乱期が落ち着いてくると、法律相談と言えるような相談内容が増えていきました。その具体的な例を今からお話ししたいと思います。

1 被災度合い認定の問題

まず増えてきたのが、家屋の被災度合いをどう認定するかという問題です。

皆さんご存知かどうか分かりませんが、今回の災害で被災した家屋については、どの程度被災したのか、どの程度の被害があったのかというものが、市町村によって判定されます。その判定された結果が、罹災証明書という証明書に載ります。具体的に、その被災の程度については、一部損壊・半壊・大規模半壊・全壊と、この4段階、被害無しも入れれば5段階で認定されます。これを市町村が認定して、それを罹災証明書という形で発行してもらおうということが行なわれています。

この認定によって、義援金の額や受けられる支援金の額が変わってきます。公的な補償だけでなく、保険会社や銀行等の民間の会社が被災者支援をしようということになったときにも、この罹災証明書における被災度合いの認定が基準にされます。なので、この認定がどうなるのかというのは、被災者にとっては非常に重要な関心事なんです。

実際に認定が始まってくると、当たり前ですが不満が出てきます。例えば、「隣の家は全壊と認定されたのに、なんで自分の家だけ半壊なんだ」といったことがあります。あとは、田舎ではよくあるんですけども、1階が個人経営しているお店になっていて、2階は自分で暮らしている、というような形で家を持っていたとすると、この被災度合の認定は基本的には住居部分に関する判定なので、1階が流されてしまったけれども2階には水が入ってない場合、被災していないという認定になることもあるんです。とはいっても「ライフラインは通っていないし、建物の設備が壊れてしまったとしたら、いくら2階に水が来てなくてもそこで暮らすなんていうことは想定できない。なのに被災していないなんて認定はおかしいじゃないか」というような不満がたくさん出てくるんです。

このような認定についての相談がたくさんくるんですね。被災度合の認定ですから、要は事実認定の問題なんですよ。実際にどれだけ被災しているかを誰かが客観的に判断する、これだけのことなので、一見法律は関係無いような気もするんですけども、実はそうではないんです。なぜなら、こういった形で自分に有利な事実を認定させるのか、こういったところがポイントになって自分に不利な事実が認定されてしまうのか、これはまさに弁護士の専門分野だからです。もしそういう相談があれば、認定のポイントをこっそり教えてあげて「今度市役所に行ってこういうことを話して、もう一回見に来てもらってください」というようなアドバイスをしていました。

これは余談になってくるんですけども、それでもこの認定に不満があって、判断が覆らない場合がある。「先生の言う通り何度もやってみたけど、どうしても市の職員が、『あなたの家、被災してませんよ』と言って譲らない。これから先どうしたらいいんでしょう。自分はどうしても納得できません」ということになったときに、この認定を法的にどうやって争えばいいのか、という問題も実は少しありました。これはおそらく行政法でいう取消訴訟の対象になるかどうか、という問題をまず皆さん考えるんでしょうけれども、基本的には事実認定の問題ですから、いわゆる処分性というものはなかなか認めづらいだろうということになってくるのかなと思います。そうすると、その認定に後続する具体的な処分を争っていくというのが、基本的な考え方になろうかと思います。さっきも言ったように、この罹災証明書はあらゆる支援制度の基になり、この認定次第で支援の内容ががらっと変わってきちゃうんです。支援には民間のものから公的なものまでたくさんあります。そういったたくさんの支援が予想される中、この被災度合の認定そのものを争っていけない、という現実ですね。本当にこれでいいのか、何とかこれを直接争っていく方法はないのかと、そこで私の方も思考が止まってしまっているんですが、ちょっとした暇があるときにでも考えてもらえたらと思います。

2 支援金給付の問題

次に多く出てきたのがやっぱりお金の問題です。具体的に言うと、生活再建

支援金⁶⁾、あるいは災害弔慰金⁷⁾といった、被災者のためのお金の支給にまつわる問題です。

まず、生活再建支援金、これがどういったものなのかについて皆さんどの程度ご存知なのかは私もよく分からないので、一応お話ししておく、これは被災者生活再建支援法という法律に基づいて支給されるお金です。この法律は元々阪神淡路大震災をきっかけにしてできました。最初は必ずしも使い勝手が良いとは言えない制度だったと聞いていますけれども、その後段々これが改正されていって今の状態になりました。

内容を簡単に言ってしまうと、さっきの全壊とか大規模半壊とかいった、家屋の被災の認定に応じて一定のお金が支給されるという制度になります。お金が出ると言えば、人間はお金には敏感なので、そこには当然争いが生じてくるわけなんです。このお金は、実は個人ごとに支給されるわけじゃなく、世帯に支給されるんです。そうすると、こういった問題が起こってくるようになります。「自分は震災前は夫と暮らしていたんだけど元々上手くいってなくて、震災をきっかけにして愛想が尽き、夫とは別居することになりました、この度離婚も成立しました。でも、『震災の時は夫と同一の世帯だったから、それは一世帯分しか出ませんよ』と市の人に言われました。そうすると夫だけが受け取って自分は受け取れないんですか、自分も受け取る権利はあるはずだと思うんですけども先生どうなんですか」あるいは「自分は一軒の家に自分の両親と一緒に、いわゆる二世帯で暮らしていました。一緒に暮らしてはいて、時々一緒に食事をするようなこともあったけれども、基本的に家計は別にしていました。けど、市の人からは、『住民票も一緒だし、一世帯だから、一世帯分しか出ませんよ』と言われてしまいました。これはおかしいんじゃないですか」という問題です。

細かいところは省きますけれども、こういった問題をどう処理するかについて、通達のようなものも出ていたりして、一応の基準はあります。けれども、それ程多くの前例があるわけではないし、通達は絶対的なものではないので、

⁶⁾ 制度の詳細について、内閣府公式サイト<<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>> (2013年4月1日最終アクセス)、及び、津久井進『Q&A 被災者生活再建支援法』(商事法務、2011年)を参照。

⁷⁾ 厚生労働省公式サイト内、災害弔慰金・災害援護資金などの支援について<http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/saigaishien.html> (2013年4月1日最終アクセス)。

最終的に弁護士自身が、どういった方法が取れるのかということを考えることになります。例えば、市の人がどうしても一世帯だと言うのであれば「近所の人に陳述書みたいなものを書いてもらったらいんじゃないですか、近所の人でダメなら民生委員さんとかある程度社会的地位のある人にあそこの家は二世帯でしたよというようなことを一筆書いてもらったらいんじゃないでしょうか」とアドバイスします。それで通るかははっきり言って分からないんです。でも、基準や前例があるわけではないですから、とりあえずそういうことをやってみてくださいとアドバイスしています。それでもどうしても駄目だということになってくれば、行政との間に立って交渉調整を図っていくというようなことを弁護士がやっていかななくちゃいけないですね。

生活再建支援金の他にもう 1 つ大きな問題として、災害弔慰金があります。これは何かというと、家の被災具合ではなくて、災害で亡くなった人の遺族に対して、法律に基づいて支給されるお金です。これについてもお金の問題なので、特にその遺族ということになると相続の話も絡んでくることになり、やっぱり揉めるんです。例えば、ある人が亡くなったとして、その人に子どもが 2 人いたとします。しかし、これを誰が受け取れるのかというと、法律では遺族としか決まってないんです。行政の方では、これを支給する際に遺族の 1 人に渡してしまっただけで、後から「あいつにだけ渡して、なんでこっちに渡さないんだ」と言われてしまうと困ってしまうので、基本的には該当する遺族全員の判子がないと支給しません、という扱いになっています。兄弟の間で諍いがあると「とりあえず最低限半々は貰えるはずなのに、あいつが判子を押してくれないから 2 人とも 1 円も受け取れていない、どうしたらいいんでしょうか」という問題が生じます。

あとはですね、これは後半の話にも繋がってくるんですけども、遺族の範囲が実は法律で決まっているんです。配偶者、子供、父母、祖父母、あと孫、となっています。これが遺族の範囲なので、この人に対して災害弔慰金を支給します、というように決まっていたんですけども、田舎は核家族化なんていうものは全然進んでいないので、家族形態も色々なんです。例えば「長年一軒家で一緒に暮らしてきた弟がいたんですけども被災して亡くなってしまいました。今回災害弔慰金が出ると聞いて役所に行ってみたら、『兄弟は遺族に当たらないので、貰えませんよ』と言われてしまった。先生これ何とかならないん

ですか」というような相談もありました。これは、当時の法律では何ともなりませんという風になっていました。

3 遺族・相続の問題

さらに、震災から多少なりとも時間が経つてくると、行方不明の人をどうするのかという問題が出てきます。行方不明のままでは相続は当然始まっていきませんし、その人に財産があってもそれを処理することもできないので、残された遺族は非常に困ってしまいます。

行方が分からない、生死が分からないまま何年も過ぎているというときにどういった制度があるのかというと、民法上では失踪宣告という制度、戸籍法上では認定死亡という制度があります。失踪宣告というのは2種類、通常の場合と特別な場合とあって、特別失踪であっても、危難が去った時から1年経たないとこの申し立てができません。そうすると、震災から1年も待ってられないよ、という話が出てくるんです。自分としては遺族の死というものにケリをつけて前に進んでいきたいのに、1年もこのまま何も動かない状態でいなくちゃいけないのか、という問題が出てきます。もう一方の認定死亡という制度も、これは戸籍の届出の問題なので基本的に官公庁、消防あるいは警察等が認定死亡の届出をするんですけれども、その辺の官庁は忙しくて認定死亡の手続きをとっている余裕もない、という状態だったんです。そうすると、この制度も期待できない、じゃあどうしたらいいのか。行方不明の人は今でもたくさんいるわけですから、これ結構切実な問題なんですね。これもかなり多かった相談の1つです。

ちなみにこれ最終的にどう解決されることになったのか、というのを知っている方とかいらっしゃいますかね。今回の震災の場合は、結局は認定死亡・失踪宣告という制度は使わないということになりました。どういう風に処理されることになったのかというと、通常人が亡くなった時に提出する死亡届、これの添付書類の要件を非常に緩和しましょうということになりました。普段であれば、医師の死体検案書や死亡診断書等が必要になってくるのですが、これが必要なくなりました。遺族や会社の同僚、そういった人の陳述書があれば、死亡届として受理するという風に扱いを緩和してもらって、今回は処理することになりました。

これだけ多くの方が亡くなっているわけですから、相続の問題も非常に多かった相談の1つでした。これは今でも非常に多い相談です。ただ震災直後は、いわゆる相続争いというような話はそれ程多くありませんでした。皆さん被災していますので、遺族同士で争っている場合じゃないだろう、みんな一致団結して前に進んでいこうじゃないか、というように被災者同士が互いに思いやっで目の前の問題を解決していく、そういう風潮があったんです。これは後から知ったのですが、こういう現象をある人が「災害ユートピア」⁸⁾という風に名付けたらしいです。そういうような状況にあって、災害直後は遺産の争いといった相談はそれ程多くありませんでした。

これも余談なんですが、震災が発生するまで私が調停なり、訴訟なりをやっていた事件もたくさんあったのですが、震災直後には調停や和解が非常に成立しやすくなりました。相手方もこちらの事情は分かっていますので、こちらも被災したという事情を前面に押し出すことで何とか有利な和解にもっていこうということになりまして、どんどん調停や和解が成立していきました。他にも、金融機関から従前厳しい取り立てを受けていたという人でも、被災したということを一言説明すればそれでもうケリがつく、そういうことも非常に多かったです。

相続に関連して言えば、例えば「事業をやっていた親に借金があったようなのですが、津波で亡くなってしまっていて、そのような状況でも借金はそのままにしておいていいんでしょうか」「親が亡くなり、自分は避難所に避難していたのですが、避難所にある金融機関から督促状が親宛に届きまして、どうしたらいいんでしょうか」こういう相談も多かったです。これは皆さん分かると思いますけれども、基本的には相続放棄を第一に考えていかなければならない問題です。けれども、相続放棄には熟慮期間というものがあって、相続開始を知った時から3ヶ月以内に相続放棄をしなければならない、というのが民法上の扱いです。そうすると、震災が起こったのが3月11日で、その3ヶ月以内というと6月11日までということになります。でも、6月というと仮設住宅もできていない、ほとんどの被災者が避難所にいるという状況ですから、避難所にいる人に、家庭裁判所まで行って相続放棄の手続きを3ヶ月以内に行ってください

⁸⁾ レベッカ・ソルニット（高月園子訳）『災害ユートピア』（亜紀書房、2011年）。

というようなことははっきり言って無理なんです。このように、時間的な制限が非常に厳しいという状況でした。

4 ローンの問題

具体的な相談内容については最後になりますけれども、住宅ローンがあります。これは今も盛んにマスコミで報道されていますが、住宅ローンを組んで家を買ったけれども家が流されてしまい、家が無いのにローンだけ払っていかなければならないのか、という問題です。中には、ほんの数日前に新築の家の引渡しを受けたばかりだったのに家が流されてしまい、建築会社からは残りの代金を請求されていて、どうしたらいいんでしょう、という人もいます。これについては、テレビなんかで一般に二重ローン問題⁹⁾という風に言われています。

この二重ローン問題という用語は、必ずしも本質をそのまま表した言葉ではない、と思っています。どういうことかということ、そうやって多額のローンを負ったままの人というのは、そもそも今あるローンを何とかしないと新しいローンも組みようがない、つまり二重ローンになりようがないんですね。なので、この二重ローン問題というのは、実は二重のローンをどうするかという問題ではなくて、今あるローンをどう処理していくのかということが一番の問題になります。ローンというのは一般的には賃貸借契約上の賃料とは違い、消費貸借契約上の債務ということになりますので、家が無くなったからといって当然この債務も消えるというわけではないんです。

家以外でも同じです。例えば「事務所をやっていて、リース物件でコピー機や車を導入していました。しかし、それらが全部流されてしまったのですが、リース料はどうなるんですか」という相談もありました。これはリースの法的性質をどう考えるかという破産法上出てくるような問題とも絡んできますけれども、基本的には賃料ではないという考え方だと思いますので、当然に消えるということにはなりません。

じゃあどうすればいいのか。これは破産するしかないのか。目の前で、家を無くして避難所で暮らし、借金だけを背負って途方に暮れている人に「どうし

⁹⁾ 日本弁護士連合会公式サイト内、二重ローン問題<<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/loan.html>> (2013年4月1日最終アクセス)。

ようもないから、破産してください。別に破産と云って大したことではないから大丈夫ですよ。すぐに手続きをとってくださいね」と言ってしまうのか、本当にそれでこれから先この人が生活を再建することができるか、もっと言ってしまうと、地域の復興というものに携わっていただけるのか、という問題が出てきました。

5 法制度の改善への関わり

こういった色々な相談を受ける中で、憲法でいうところの立法事実、これが正確な用語か分からないんですけど、これを集めて目に見える形にする。そして国へ集めた立法事実を届け、法改正、制度改正に繋げていく。被災地での法律相談は、結果的にこういう非常に大きな効果がありました。これは被災地に限った話ではありませんが、現に目の前で起きている問題を、今ある制度、法律で解決していくということは、重要な仕事の1つではあります。けれども、それでは立ち行かなくなったとき、今ある制度ではどうしてもカバーできないという事態が起きたときに、きちんとした裏付け事実、今回の場合で言うと、弁護士が被災地で実際に相談を受けて、被災者から生の声を聞いて収集した事実をもって新たな制度を作っていく。これも弁護士が行っていくことのできる重要な仕事の1つではないかと思えます。

新しい制度を作っていくというとき、理想論というのは当然あるでしょう。ただ、理想をとらえたところで、事実の裏付け、現実の裏付けが無ければ国は動いていきません。制度改正、法改正に繋げていくためには、市民と直接向き合って、その声を聞く弁護士が必要になってくる。弁護士が事実の裏付けをもって主張を国へ届けていけば、その主張に非常に強い説得力を持たせることができる、ということを今回私は感じました。

その結果、今回の震災でもたくさんの法改正あるいは新制度の創設がなされました。まず二重ローン問題の対策として、私的整理ガイドライン¹⁰⁾というものができました。大雑把に言ってしまうと、一定のルールの下で金融機関と債務者との契約を結ぶことにより、被災者が負担していた住宅ローン等を免除していただくという制度です。なので、法的な制度、つまり法律ではないということ

¹⁰⁾ 一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会公式サイト<<http://www.kgl.or.jp/>> (2013年4月1日最終アクセス)。

になります。この制度には未だに色々な課題があり、今でも必ずしも適正に運用されているとは言い難いところがあります。それでも、これまで阪神淡路大震災を初めとした多くの災害で見捨てられてきた災害とローンという問題、この解決策の1つとしてこういった制度ができたということは非常に大きな一歩です。

災害弔慰金について言えば、先程私がお話しした、兄弟には支給されないという話、これはある弁護士が受けた1つの相談がきっかけになったんですが、こういう話があったということをごんごん大きな声にしていき、最終的に受給できる遺族の範囲が震災前より拡大されました。具体的には、兄弟姉妹であっても生計を同一にしていれば、亡くなった人の遺族として災害弔慰金が支給される、というように法改正が行われました¹¹⁾。

この法改正に関して言えば、実は単なるお金の問題ではないんです。どういふことかという、災害弔慰金が下りるとということは、亡くなった人の遺族として認めてもらえる、そういう気持ちがお金を受け取る人には強いんです。逆に言ってしまうと、お金の受け取れないと自分は亡くなった人の遺族じゃないのか、そういう気持ちになってしまうんですね。自分が遺族として国から認めてもらえた、という気持ちの問題なんです。今まで遺族として認められなかったたくさんの方が遺族として認めてもらえるようになった、そういう意味で非常に大きな意義を持つ法改正だったと思います。

相続放棄の熟慮期間の問題については、流石に3ヶ月では短いということで、民法の特例法が制定されて、被災地に限っては8ヶ月に延長することになりました¹²⁾。これに関して言えば、元々の3ヶ月というのが短すぎたという話ですね。今回の震災に限った話ではなく、相続放棄の熟慮期間というのは民法そのものの問題として考えなければいけないと思っています。他にも、ここで具体的には紹介していきませんが、弁護士が被災地での相談で聞いたことを大きな声にしていき、様々な制度改正に結び付けていったという例はたくさんあります。

一方、未だに解決されていない問題もたくさんあります。先程の二重ローン

¹¹⁾ 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成23年法律第100号）。

¹²⁾ 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律1項。

問題に対応する私的整理ガイドラインの話，これは当初の制度設計ではスピーディーに免除手続きを進める予定だったのですが，なかなか債務を免除する金融機関の理解が得られないといった色々な事情で手続きに時間がかかってしまっています。場合によっては被災者の方でも大幅な妥協を強いられ，かなりの金額を払っていかなくちゃいけないというような状況も生まれたりしています。こういう状況でも，一度生まれた制度なわけですから何とか運用・改善していこう，より良いものにしていこうということで，今全国の弁護士が一生懸命頑張っています。

V 復興に向けて，これから生じる法律問題

1 進まない復興の現状

今東京とかで被災についてどういった形の報道がされているのか，そもそも報道自体あるのか，ということもこっちにいると分からないんですけども，釜石についての復興はまだまだこれからで，ようやく手を付けていこうか，そういう状況です。被災した家の撤去自体は大体済んでいますけれども，土地は野ざらしで放置されたまま家が建つわけでもなく，元々野原だったとしか思えないほど草木が生えてしまっている状態なんですね。そういった中，例えば，巨大な堤防を作る計画が出てきたけれども，そんな大きな堤防を作っても町の景観を害するんじゃないか。行政の方でこんな計画が出てきたけど，町の住民はこんなこと全然考えていない，なんで勝手に決めちゃったんだ，とかこういった問題も出始めています。

あとは，なかなか復興が進んでいないという状態ですから，まだ皆さん自分の生活で手一杯なんですね。まず自分の生活，財産，土地がどうなるのか，ということがどうしても一番の関心事になってしまっています。そうすると，町の復興を考えていこうと誰かが声を上げたところで，なかなか現地の人が付いていけないんです。「言ってることは分かるけど，それどころじゃないよ。自分の財産がどうなるのか，まずこれを考えなきゃ食っていけないよ。町の復興も大事だけど自分の復興の方が大事だよ」ということですね。要するに，住民の側で復興に積極的に関与していこうという雰囲気・状況が生まれていかないと

いう状態です。

こういう状況の中で、これからは、弁護士でも誰でもいいですけど、個々の住民の声をまとめて、それを組織だって形にして、町の復興に繋げていくという手伝いをする人材が絶対に必要になってくると思います。多分今被災地にいる人はみんな、町を復興していかなければという気持ちを持ってはいるんですけども、どう具体的に実行していったらいいのか、具体的に実行していくためにどういうツテを辿っていったらいいのか、誰に相談したらいいのか、そもそもどういう組織を作っていけばいいのか、こういうことが全く分からない状態なんです。だから、その辺を上手くコーディネートしてあげる人材、つまり弁護士を初めとする専門家がこれから必ず必要になってくると思います。

2 具体的な相談事例

あとは復興をしていく中で個別の問題というのもこれからたくさん出てくると思います。

例えば、最近私の受けた相談でこんなものがありました。「ある土地を買い取りたいのだけど、土地の登記を見てみたところ、名義が会社になっていました。ところがその会社の登記簿を取ってみると、もう何十年も前に解散していることになっていました。しかも解散して清算していれば当然会社として登記も閉鎖されているはずなんですけど、清算終了の登記がされていないまま、解散していました。この会社は合資会社だったんですけども、社員も全員亡くなっており、清算人も当然亡くなってしまっています。でも、清算は終わっていないから会社としては残っているようで、この場合誰を相手にこの土地を買い取ったらいいんでしょう」このようなことは実は地方にいると特殊な話ではなくてその辺にいくらでも転がっているんですね。

似たような例としては「土地に抵当権登記が付いているのですが、よく見るとそれは明治時代の抵当権で、金額も10円とか20円なんです。実際お金を払ったのかどうなのか分からないけれども、抵当権の登記が消えないまま残っています。銀行にお金を借りたいと相談に行ったら、『まずその抵当権を消してくれないと担保に入れられないから、お金は貸せません』と言われてしまいました。これはどうしたらいいんでしょう」というものもあります。

他にも例えば「会社名義の土地があって、その会社は現実に震災前までは動

いていた会社なんですけれども、その会社の役員が震災で全員亡くなってしまったようです。相続人は非常に小さい子供なので当然会社経営なんてできませんし、他に目ぼしい人や話が分かるような人はいません。その会社に債権を持っているので、せめてその会社の土地だけでも差し押さえたいのだけれど、代表者がいないからどうしようもできません。どうしたらいいんでしょうか」こんな話はたくさんあります。今挙げた例についてそれぞれ法的な制度を使って解決していくことはできるのですが、具体的にどう解決していけばいいのかについては、皆さん調べてもらえればいかと思います。

復興に関する問題と併せて、行政機関の側から復興に携わっていく人材も必ず必要になってくるでしょう。あるときは行政機関に対して復興にまつわるアドバイスをしていく、場合によっては行政機関が法を執行していく、その際に不適正なところがあったり法的にリスクがあるのであれば、行政機関の内部から正していく、そういう人材がおそらく今までよりもっと必要になってくると思います。そういった意味で、被災地にこれから弁護士を初めとする専門家が色んな形でどんどん入っていく必要があると思います。

VI おわりに

最後になりますけれども、震災前までは、弁護士として仕事をしていくに当たって最大の武器となるもの、能力となるものは、私は今まで法的な知識あるいは思考力だと思っていました。しかし実はそうではなく、非常にくさい言葉になってしまいますけれど、何よりも大事なものは正義感なんだということをこの震災にあたって非常に強く感じています。弁護士法 1 条には、弁護士は人権擁護、社会正義の実現に向けて活動するものだということが書かれていまして、これはまさにその通りだと思うんですね。

おそらく皆さんの中には弁護士志望の人が多くと思いますけれども、その動機は人それぞれなんでしょう。社会的地位がある職業に就きたいという人もいるでしょうし、今はもうそんな時代ではないのかもしれないけれども、弁護士になってお金を稼ぎたいという人もいるでしょう。私だって、釜石ひまわり基金法律事務所に最初勤めることになった時は、司法過疎を解消しようとか、地

域の人のために頑張ろうとか、必ずしもそういった高い志を持っていたわけではありません。私がここに赴任したのは平成 22 年の 12 月なんですけれども、その 3 か月後に被災して、津波に遭って、なんて運の悪いときに来てしまったんだろうと半分後悔しているような面もあります。それでも、数ある職業の中で、法曹、弁護士を志すというからには、多少なりとも皆さんの心の中に何らかの正義感があると思うんです。今回の震災では、現地にいる弁護士だけでなく全国の弁護士がメーリングリストを作ってくれたり、ボランティアで駆けつけてくれたりと、被災者のことを真剣に考え、できるだけの協力をしてくれました。私自身もたくさんの個人的な支援の申し出を受けました。被災地以外の場所にいる人で、何かやらなくちゃいけないと心の中で感じていたとしても、実際にそれを具体的な行動に移せる人というのはそんなに多くないと思うんです。けれども、この震災で全国の弁護士が当たり前のように被災者支援のために具体的な活動をしている、そんな現状を見て、本当に弁護士というのはすごい人種なんだなと改めて感じますし、そういった行動力あるいは正義感を持っているということが弁護士として一番必要な能力なんだな、と私自身ちょっと自省を込めて、実感しているところです。

今弁護士という職業は就職難であると世間で盛んに言われていて、皆さん不安に思っているところもあるでしょう。けれども、少なくとも今言った正義感とか、そういったものを心の片隅にでも持っている人にとっては、非常に素晴らしい、やりがいのある、やっていて楽しい職業です。もちろん問題はたくさんありますけれども、まずは職業そのもの、仕事の中身そのものを判断要素として一番最初に考えてほしいと思っています。弁護士、検察官、裁判官、あるいは企業内弁護士、公務員、色々あります。経済的なことも当然考えなくてはならない問題でしょう。けれども、まずはどういった仕事なのか、何ができるのか、自分のやりたいことが本当にできるのか、そこを一番の要素として考えた方が良いのではないかと思います。これは皆さんが判断することなので、どうした方が良いとは言いませんが、そういった仕事の中身そのものを見て将来を決めていったらいいのではと思います。どうしても自分は弁護士の仕事がしたいんだけど、色々世間で言われているように就職が厳しい、なかなか給料も多くないようだ、ということであれば、私が今赴任しているようなひまわり基金も是非選択肢の 1 つとして検討して欲しいと思います。最初に言ったよ

うに、日弁連という非常に大きな団体のバックアップがある事務所ですから、経済的な心配はまずありません。さらに、今私が色々言ってきたようなやりがいのある仕事もたくさんできますし、個人事務所ですから誰に監督されることもない、非常に素晴らしい事務所だと思います。何でこんな宣伝をしているかという、岩手のひまわり基金法律事務所は応募者、希望者が非常に少なく、私も後任問題というのを考えていかなければならないからです。皆さんにも是非検討してほしいと思います。

ぼちぼち時間だと思いますので、とりあえずこの辺で終わりにしたいと思います。長い時間ありがとうございました。

VII 質疑応答

質問者 1：本日は、素晴らしい講演をお聞かせいただき、どうもありがとうございました。僕は今 3 年生で、東北地方のひまわり基金法律事務所にちょっと興味があるんですが、お話を伺っていて、2 点ほど気になりました。先程日弁連から金銭的なバックアップをいただいているということを知っていましたが、今どのように事務所の経営を立たせているのかということ。それと、被災者の方々が金銭的に苦しい状況にあるということなんですが、相談を受けたときに相談料というのは支払っていただいているのか、結構払えない場合が多いかと思うんですけれども、その辺りはどうされているのか。その 2 点を伺いたいと思います。

佐藤先生：ひまわり基金法律事務所に対する経済的なバックアップについて具体的に説明すると、まず、新規に事務所を開設するというのであれば、500 万円まで開設支援金が出ます。これは、今の制度であれば渡しきりなので、そのまま返す必要がないお金になります。ただ、弁護士が増えてきている中、このひまわり基金という制度自体に異論もぼちぼち出てきているところなので、今後どうなっていくのかはちょっと分かりません。もう 1 つの援助としては運営費援助というものがあって、これは弁護士の所得に対しての援助です。具体的に言うと、720 万円までは所得に対して援助金が出るという制度です。ただし、

720万円の所得を保障するという制度では必ずしもありません。どういうことかという、経費等はきっちり監督されますので、無駄遣いが多いという話になってくると、720万円まで保障されないこともあります。ただ、基本的に言えば、開設費500万円、運営費1年間で720万円というものが援助の基準です。

これは皆さんのイメージとはかけ離れた話かもしれませんが、実は今までのひまわり基金法律事務所の売上というのは割と良かったです。なぜかという、今までは債務整理、いわゆる過払い金の返還請求の件数が田舎では非常に多かったのです。これを大量にこなすことで売上を上げることができたからです。これによってひまわり基金法律事務所は今まで経営を成り立たせることができた、という側面がありました。ですが皆さんご承知の通り、これもぼちぼち終わりという段階ですから、これから先のひまわり基金法律事務所は、ある程度日弁連からの援助を頭に置いた活動をしていく必要があるでしょう。

被災地において金銭的な面での現状がどうなっているのかという、今質問の中で仰られた通り、そもそも岩手県の沿岸部は非常に所得が低く、平均所得は都会の半分しかありません。弁護士費用については、かつては日弁連の報酬基準¹³⁾というものがあり、それに従ってお金を取っていました。今でもその基準に従ってお金を取る弁護士は一定数いるかと思うんですけども、とてもその基準でお金を取ることができない場合、ある程度低廉なお金でやらざるを得ないということになります。そうすると売上が厳しいところはあって、ぶっちゃけた話、今年の私の売上で言えば、場合によっては援助を受ける必要が出てくるのかなという状態です。

ただ一方、今回の震災に当たって、法テラスという機関が法律相談費用の援助、あるいは弁護士が代理人として活動する際の弁護士費用について援助を行っています。これについても、被災者が弁護士をもっと身近に、簡単に使えるようにということで、震災後に法律の改正がありました。まず、震災時に岩手・福島・宮城の全域、青森の一部、そこに住所があった人の法律相談については一律で法テラスに申請をしてもらえれば法律相談費用が出るということになっています。あとは、実際に弁護士が代理人として活動していかなければならないということになったとき、その法律問題が震災に関連する問題だということ

¹³⁾ 正確には、弁護士会ごとに定められていた報酬基準規程ないし会則。

であれば、依頼者の資力を問わずに弁護士費用の援助を受け付けますという風に法律改正がされています。なので、法律相談費用に関して言えば、法テラスの援助を使って法律相談を受けているということになりますし、弁護士費用に関して言えば、多くの場合は法テラスの代理援助という手続きを使って、法テラスから弁護士費用を受けているというような状態です。

質問者 2：本日は貴重なお話ありがとうございました。被災者の方から相談を受けて、それで立法事実が積み上がって行って、法改正を促していくというのは、とてもやりがいのある、素晴らしいことだなという風に思いました。そこで少し思ったんですけれども、被災者の方は全然法律問題と認識していないような、埋もれてしまっているような問題を、弁護士の方が色々想像して、掘り起こしていく作業みたいなものは、実際今回はあったのかな、というのを聞きたいと思います。

佐藤先生：今仰ったことも話題に上ったことがありました。さっき話したように、当初はものすごい数の相談が来たんですけれども、それが5月・6月の辺りになって落ち着くと、相談件数というのはむしろ想定よりも非常に少ないという状態になったんですね。そういったときに、弁護士が何をしたかという、法律相談ブースに座っていることはしません。とにかく、避難者、被災者の間を回り、腰を下ろして、「元気？」というような雑談をしていきます。そこで被災地の実情とかを聞いていく中、色々な話が出てくるんです。さっきの住宅ローンの問題もそうだし、相続の問題、債務の問題、たくさん問題が雑談の中で出てくるというようなことは現実にはありました。こちらからアプローチをしていって、雑談をして、その中で法的な問題を拾い上げていく、場合によってはその場でアドバイスをする、アドバイスとまではいかないまでも、そういう話があったということで立法事実として積み上げていく、そういう活動をしていました。

あとは、弁護士というと、やはり田舎では非常に敷居が高く、そもそも何をするのかよく分からないというように、馴染みのない存在なんですね。ちなみに、岩手県沿岸部では、北から南まで全部合わせても10人も弁護士はいません。岩手県の弁護士は大体100人くらいいるんですけれども、ほとんど盛岡に集中

してまして、80人くらいが盛岡にいます。そうすると、弁護士の少ない地域の人には弁護士に全く馴染みがない、弁護士が来ても何を話していいかわからないし、何をしてくれるのかもわからない。このような状況ですから、まず弁護士といっても別に怖くないよ、普通の人なんだよ、なにも弁護士と話したからって怒られることはないんだよ、ということを知ってもらうためにこちらから話しかけていく、ということは必要だと思います。すいません、ちょっと答えになっているのかどうか分かりませんが、そんな感じですね。

質問者3：本日は貴重なお話ありがとうございました。僕は震災というよりも、岩手県という司法過疎地について質問させていただきたいと思います。先程お話の中で、震災が起きたことで全国の弁護士が来てくださったというお話がありました。震災を通じて岩手県で弁護士をしようという人が増えるといった動きはあったのでしょうか。また、司法過疎地で弁護士活動をなさっている中で、どうしたら司法過疎が解消されるのかということについて、もしも何かお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

佐藤先生：実際、震災後に岩手県内の弁護士、特に被災地の弁護士が増えたということはあります。2人増えています。1人は私の前任者の弁護士、初代の釜石ひまわり基金法律事務所の所長なのですが、その弁護士が震災後に釜石に戻ってきて個人事務所を設立しています。もう1人は、少し内陸の遠野市というところにも遠野ひまわり基金法律事務所というものがあるんですけども、そこに1人勤務弁護士を雇うという形で、弁護士が増えています。これは余談なんですけれども、被災地に新しく開業する、被災地で弁護士を雇用することに対しては、日弁連からある程度の補助金が出ていますので、そういった制度を利用して弁護士が増えたということになるのだと思います。ただ、県外から個人事務所を全く新規に設立して、活動していこうというような弁護士というのは、現状では少なくとも岩手県内ではないですね。宮城、福島の実状というのはちょっと分かりません。

司法過疎の解消をどうしたらいいのかについては、難しい問題だと思います。ただ、この岩手県沿岸部ということに関して言えば、個人の法律事務所を設立して、色々相談を受ける等通常の弁護士業務を行っていくという形で弁護士を

増やしていくことが良いことかどうかについて、私は必ずしもそういう形態で弁護士が増えていくというのは望ましいことではないように思います。少なくとも震災対応ということ言えば、そう思っています。なぜかという、弁護士が自分の事務所を設立すると、どうしてもその経営を考えなくちゃいけません。相談を受けて、場合によっては事件として受任して、訴訟等の対応をしていく、ということ活動を中心にしなければなりません。そうなったときに、それ以外の被災者支援活動がどれだけできるのか、ということがまず1つの問題ということになります。

もう1つは、中長期的に見れば話は別なのですが、現状では震災によって色々な問題は起きているんですけども、一方で、裁判所の事件数はものすごく減少しています。平成22年度以前から考えると半分以下の事件数となっているんですね。これには色々な理由があると思うのですが、事件数が減少している中、単純に事務所を設立するという形で弁護士を増やしていくのが良いのかという、私も結論が出ているわけではないんですけども、考慮しなければならない問題だと思っています。それよりは、例えば、行政機関に何らかの形で派遣するとか、既存の法律事務所の人員を増やすという形で対応していくとか、場合によっては法テラスを活用していくとか、色々な方法がありうると思います。弁護士の数の増やし方、どういう形態で増やしていくのかということは、よく考えていかななくちゃいけないところだと思います。

《掲載に寄せて》

未曾有の大災害から2年が経ちましたが、この間、多くの弁護士が被災地を訪れ、法律の専門家としてなすべきことを実践してきました。

「法律で災害をなくすことはできないが、法律は被災者が立ちあがる力となり得る」。これは、被災者支援に尽力しているとある弁護士の言葉であり、被災者支援に携わった弁護士皆が感じていることです。そして、法律の専門家たる弁護士もまた「被災者が立ちあがる力」たりえる職業であり、そうでなければなりません。

今後、これまで以上に、弁護士が被災地を訪れ、被災者を救済し、被災地復

興を支援していくことが期待されます。そして、このような活動こそが、近い将来に起こるであろう新たな災害に向けた最も重要な弁護士としての活動になっていくでしょう。